

重 要 事 項 説 明 書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期生活介護サービス)

1 事業者

事 業 者 の 名 称	社会福祉法人 華陽会
法 人 所 在 地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 岩田 竜司
電 話 番 号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用施設

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽
施 設 の 所 在 地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
施 設 長 名	近藤 英人
電 話 番 号	052-303-0152 (代表)
ファクシミリ番号	052-303-0167

3 ご利用施設であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利 用 定 数	名古屋市基準 該当サービス	
		指 定 年 月 日	指 定 番 号			
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	2371100153	80 人	該当・非該当	
居宅	通所介護	通常規模型	平成 12 年 3 月 28 日	2371100351	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	短期入所	併設事業	平成 12 年 3 月 28 日	2371100153	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
		空床利用	平成 13 年 6 月 18 日			
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 1 日	2371100930	該当・非該当	
		介護予防	平成 18 年 4 月 1 日			
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 7 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	該当・非該当	
		介護予防				
		居宅介護	平成 25 年 8 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2311200576		
		重度訪問介護				
	訪問看護	同行援護	令和 3 年 5 月 1 日	100 人		
		要介護者				
		介護予防	令和 6 年 4 月 1 日			
ケ ア ハ ウ ス				45 人		
住宅型有料老人ホーム		令和 6 年 4 月 1 日		23 人	該当・非該当	
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人	該当・非該当	
	介護付有料老人ホーム	平成 23 年 4 月 1 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人	該当・非該当	
	看護小規模 多機能型	要介護者	令和 6 年 4 月 1 日	2391100381	該当・非該当	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的

65歳以上で、加齢や疾病、事故等により介護が必要な方、若しくは40歳以上65歳未満で、政令（平成10年政令412号）で定める15の疾病により介護が必要な方（要介護認定1～5度の認定を受けられた方）に入所していただき、安心とゆとりのある「生活の場」を提供し、その人らしく生きることが出来るよう専門的な援助を行います。

施設運営方針

皆様の生涯現役が私たちの願いです。

- 一、お客様（利用者）が、快適に暮らすことのできる「生活の場」を作ります。
- 一、お客様（利用者）が、安心して生活できる「介護」を提供します。
- 一、お客様（利用者）が、その人らしく生活できるよう、「生活の質」を高めます。

5 施設の概要…特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽（空床利用型＋短期入所生活介護20名）

（1）施設規模

敷地		5,513 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造6階建（耐火建築）（内2・3階が該当）
	延べ床面積	3,559 m ² （建物延べ床面積6,467 m ² ）
	利用定員	20名

（2）居室

2階（特養空床利用型）				3階（特養空床利用型）			
設備の種類	室数	面積	利用者一人当たりの面積	設備の種類	室数	面積	利用者一人当たりの面積
居室	一人部屋			居室	一人部屋	8	13.3 m ²
	二人部屋	28	23.1 m ²		二人部屋	8	23.1 m ²
				3階（短期入所生活介護：併設型20名）			
設備の種類	室数	面積	利用者一人当たりの面積	居室	一人部屋	20	13.3 m ²
				居室	二人部屋		13.3 m ²

（注）指定基準は、居室1人当たり
10.65 m²

（3）主な設備

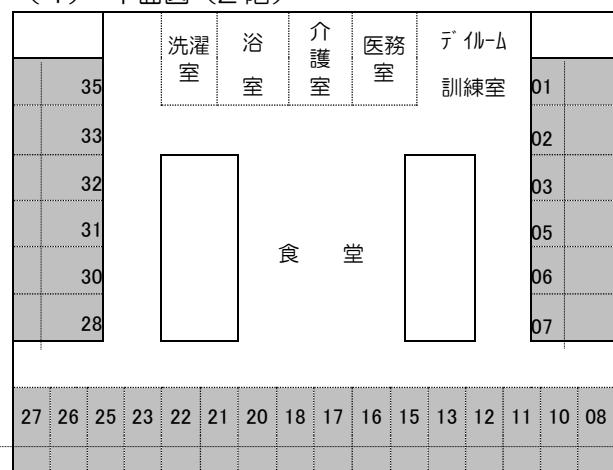
2階				3階			
設備の種類	室数	面積	備考	設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1	174.8 m ²	一人当たりの面積 3.1 m ²	食堂	1	215.6 m ²	一人当たりの面積 4.9 m ²
浴室	一般浴室	1	32.9 m ²	浴室	一般浴室	1	26.1 m ²
	機械浴	1	21.1 m ²		機械浴	1	21.1 m ²
	脱衣室	1	36.7 m ²		脱衣室	1	20.2 m ²

医務室	1	11.9 m ²	※ 兼用	医務室	1	(2階と共に)	
機能訓練室	1	44.3 m ²		機能訓練室	1	(2階と共に)	
デイルーム	1			デイルーム	2	63.8 m ²	

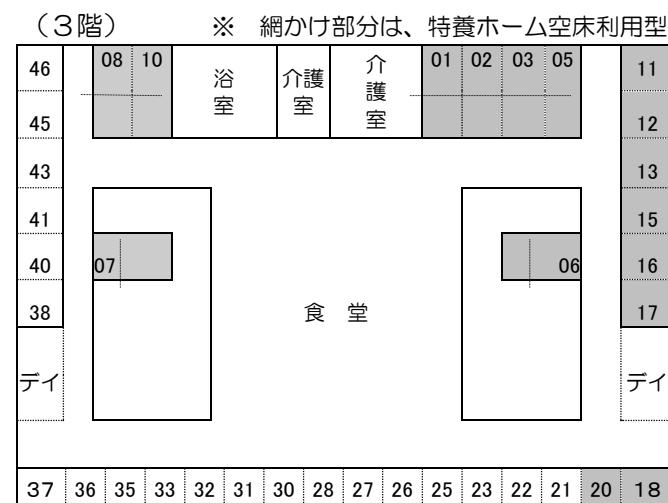
(注) 食堂の指定基準は、1人あたり3m²

※ 3階は、特別養護老人ホームと共に

(4) 平面図(2階)



(3階)



6 職員体制（主たる職員）

(1) 特別養護老人ホーム 空床利用型での短期入所生活介護に対する職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後 の人員	事業者 の指定 基準	保有資格			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
施設長	1			1		1	1	社会福祉施設長 資格認定修了過程終了			
生活相談員	1	1				1	1以上	介護福祉士			
介護職員	42		35		7	8.6	7以上	介護福祉士 初任者研修修了者			
看護職員	1	1	2	2				看護師、准看護師			
機能訓練指導員	1			1		1	1	理学療法士			
介護支援専門員								介護支援専門員			
医師	1			1		1	1	医師			
栄養士	1	1				1	1	管理栄養士			

7 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の6ヶ月前から受け付けております。

8 職員の勤務体制

(1) 「特別養護老人ホーム 空床利用型」(2階と3階の一部)での短期入所生活介護での勤務体制

人員配置 3 : 1 以上

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	勤務時間帯(09:00~17:45) 常勤	月9休
生活相談員	勤務時間帯(08:30~17:30) 常勤	月9休
介護職員	勤務時間帯 ・早番 (07:00~16:00) (08:00~17:00) ・遅番 (11:30~20:15) ・夜勤 (16:30~09:30)	月9休
看護職員	勤務時間帯(08:30~18:30) 原則として3~4名体制で勤務します。 夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	月9休
機能訓練指導員	理学療法士 勤務時間帯(08:45~17:30) 常勤	月9休
介護支援専門員	勤務時間帯(08:45~17:30) 常勤	月9休
医師	週2回(火・金) 非常勤	(非常勤)
栄養士	勤務時間帯(08:45~17:30) 常勤	月9休

(2) 「短期入所生活介護(20名)」(3階の一部)での勤務体制

人員配置 3 : 1 以上

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	勤務時間帯(9:00~17:45) 常勤	月9休
生活相談員	勤務時間帯(08:30~17:30) 常勤	月9休
介護職員	勤務時間帯 ・早番 (07:00~16:00) (08:00~17:00) ・遅番 (11:30~20:15) ・夜勤 (16:30~09:30)	月9休
看護職員	勤務時間帯(08:30~18:30) 原則として3~4名体制で勤務します。 夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	月9休
機能訓練指導員	理学療法士 勤務時間帯(08:45~17:30) 常勤	月9休
栄養士	勤務時間帯(08:45~17:30) 常勤	月9休

9 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
栄養管理	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように配慮します。 医師の食事錢に基づく療養食の提供を行う場合があります。	介護報酬の告示上の額(ただし、法定代理受領の場合)

食 事	選択メニューの実施(月2回)、特別季節食・行事食(月2回) 嗜好別による主采の差替え又は体調不良時の居室配膳等状況に応じて対応します。 【食事時間】朝食 8:00~9:00 暮食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00 ※ 定時に食事摂取困難な方には、延食等の対応いたします。	は居宅介護 (支援)サービス基準額の <u>1割</u> または <u>2割</u> 相当、法定代理受領で ない場合は、 居宅介護(支 援)サービス 基準額相当額 です。)
排 泄 介 助	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
入 浴 介 助	毎週2回は入浴の機会を提供します。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。	
着替え等の 介 助	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換はご利用の際に交換し、その後週1回交換します。 寝具の消毒は年1回実施します。	
機 能 訓 練	機能訓練指導員(所有資格:理学療法士)による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 【当施設の保有するリハビリ器具】 平行棒、滑車式訓練器具、手指訓練器具 温熱療法器具	
健 康 管 理	非常勤医師により、健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合は協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。	
相談及び援助	当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 【相談窓口】生活相談員	
送 迎	身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付き送迎車で入退所の送迎を行います。 ＊送迎エリア：通常の送迎の実施区域は、名古屋市港区、中川区、熱田区、南区及び弥富市、海部郡(蟹江町、飛島村)、あま市(旧七宝町)の地域とする。	

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	料金等
居室の利用	安らかな生活を送っていただくため居室をご利用いただきます。 〔 但し、特別養護老人ホームの空床利用制度で2人部屋を使用した場合に限り右記の料金とします。 〕	(個室) 1日／1,231円 (2人部屋空床利用時) 1日／915円
食事の提供	栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食事を提供します。	朝食 285円 昼食 640円 夕食 520円
教養娯楽の利用	居室で電気製品等を使用するとき。 クラブ活動、施設行事等の材料費又は入場料等としてご負担いただきます。	実費相当額

10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額

(注) 利用日の前日までにお申し出の場合は不要とします。

11 苦情等申立先

当施設のご利用者 相談室	窓口相談者 生活相談員
	苦情解決責任者 施設長
	第三者委員 福祉サービス苦情相談センター
	ご利用時間 毎日 9:00~17:00
	ご利用方法 電話 052-303-0152(代表) FAX 052-303-0167
	苦情箱 2階介護職員室、1階事務所前
	苦情申し立て先について 介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を 申し立てることができます。
	① 第三者委員 福祉サービス苦情相談センター 電話: 052-910-7976 FAX 052-910-7977
	② 愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会 電話: 052-212-5515 FAX 052-212-5514
	③ 愛知県国民健康保険団体連合会 電話: 052-971-4165 FAX 052-962-8870
	④ 名古屋市健康福祉局 介護保険課 指導係 電話: 052-959-2592 FAX 052-959-4155

12 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり		
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	あり	結果の公表	あり

13 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 偕行会 名古屋共立病院
院長名	堀 浩
所在地	名古屋市中川区法華1-172
電話番号	052-362-5151
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、放射線科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、リハビリテーション科
入院設備	110床(ICU 4床)
救急指定の有無	無

医療機関の名称	社団法人 名古屋掖済会病院
院長名	河野 弘

所 在 地	名古屋市中川区松年町4-66
電 話 番 号	052-652-7711
診 療 科	血液内科・腎臓内科・糖尿病・内分泌内科・精神科・呼吸器科・循環器科・消化器科・神経内科・小児科・外科呼吸科・肛門科・整形外科・リウマチ科・形成外科・脳神経外科・心臓血管科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・リハビリテーション科・歯科・口腔外科・麻酔科・健康管理科・緩和医療科・産業保健科・救急科・セカンドオピニオン外来
入 院 設 備	662床(救急救命センター 56床)
救 急 指 定 の 有 無	有

医 療 機 関 の 名 称	南陽クリニック
院 長 名	内田 潔
所 在 地	名古屋市港区新茶屋一丁目1729番2
電 話 番 号	052-309-3711
診 療 科	内科、消化器内科、小児科
入 院 設 備	無
救 急 指 定 の 有 無	無

14 非常災害時対策

非 常 災 害 対 策 別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」に則り対応を行います。	
近隣との協力関係 地元の「西福田消防団」からの支援体制が得られます。	
平 常 時 の 訓 練 等 別途定める「社会福祉法人華陽会消防計画」により、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。	
防 災 設 備 の 概 要	
設 備 名 称 有・無	設 備 名 称 有・無
ス プ リ ン ク ラ ー 有	防 火 戸 有
避 難 階 段 有	補 助 散 水 案 有
非 常 口 有	非 常 警 報 装 置 有
自 動 火 災 報 知 機 有	非 常 通 報 装 置 有
誘 導 灯 有	非 常 用 電 源 装 置 有
内 装 材 等 の 防 災 性 能 有	非 難 器 具 有
消防計画等	消防署への届出日; 平成23年4月4日 防火管理者; 施設長・植田真矢

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、「面会簿」にご記入を願います。 来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には別途所定の用紙に行き先と帰所時間を記入いただき職員に申し出て下さい。
非 常 勤 医 師 以 外 の 医 療 機 関 へ の 受 診	入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
施 設 内 共 用 設 備 の 使 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害を賠償して頂く場合もあ

	ります。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙については、決められた場所でお願いします。 飲酒は他入居者の迷惑にならないよう節度をもってお願いします。お体の状況によってはお断りする場合もあります。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	ご自分のものは原則としてご自分で管理願います。なお、管理できない方の場合は、その旨お知らせいただき、必ず所持品にお名前のご記入をお願いします
宗 教 ・ 政 治 活 動	施設内での宗教活動あるいは政治活動は、ご遠慮ください。 ご利用を見合わせていただくこともあります。
動 物 飼 育	施設内へのペット等の持込み及び飼育は原則としてお断りします。

16 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合速やかに事故にあった入居者の家族、市町村に対して状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

17 緊急時の対応について

当施設のサービス提供時に入居者様の病状が急変した場合又は緊急対応が必要と判断した場合には、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

18 非常災害対策について

当施設では、地震・火災・風水害などの非常災害や緊急事態に備え、あらかじめ対策を講じております。消防計画に基づき、避難経路や対応手順を従業者および入所者に周知徹底するとともに、年2回以上の避難・救出訓練を実施しています。訓練は昼夜の時間帯を想定し、入所者の安全確保を最優先に行います。また、近隣の消防団や協力医療機関とも連携し、災害時の支援体制を整えております。

19 虐待防止のための措置について

当施設では、利用者の尊厳を守り、安心して生活していただける環境づくりを目指し、虐待の防止に取り組んでいます。虐待防止委員会の設置、職員研修の実施、行動指針の整備、統括担当者の配置などを通じて、虐待の未然防止・早期発見・迅速対応を図っています。万が一、虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに施設管理者へ報告し、必要に応じて市町村等の関係機関と連携して対応いたします。

(付記) この重要事項説明書は、平成 12 年 04 月 01 日より適用されます。
この重要事項説明書は、平成 13 年 01 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 13 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 13 年 10 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 14 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 14 年 09 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 15 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 16 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 17 年 10 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 18 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 19 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 21 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 21 年 06 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 21 年 11 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 22 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 22 年 09 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 23 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 24 年 02 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 24 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 24 年 08 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 24 年 09 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 26 年 12 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 27 年 04 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 27 年 08 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 29 年 01 月 01 日より改定、適用されます。
この重要事項説明書は、平成 29 年 04 月 01 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 01 年 06 月 21 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 01 年 11 月 1 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 03 年 4 月 1 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 05 年 4 月 1 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 06 年 4 月 1 日より改正、適用されます。
この重要事項説明書は、令和 07 年 10 月 1 日より改正、適用されます。

私は、本書面により乙の職員（職 生活相談員 氏名 山西 沙姫）から重要事項の説明を受けたことを
ここに確認します。

甲（利用者） 署名欄

住 所

氏 名

印

甲の署名代理人 署名欄

住 所

氏 名

印